第五十四条の次に次の三条を加える。

（条件付採用としない者）

第五十四条の二　法第四十一条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　かつて隊員として正式に採用されていた者で、任命権者の要請に応じ、引き続き防衛省以外の国家機関の職、行政執行法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（防衛大臣が定めるものに限る。）又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれらの職に就いているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）

二　法第四十一条の二第一項に規定する年齢六十年以上退職者であつて、引き続いて同項の規定により採用されるもの

（定年前再任用希望者に明示すべき事項及び定年前再任用希望者の同意）

第五十四条の三　任命権者は、定年前再任用（法第四十一条の二第一項の規定により採用することをいう。以下この条及び次条において同じ。）を行うに当たつては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下この条及び次条において「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

一　定年前再任用を行う官職に係る職務内容

二　定年前再任用を行う日

三　定年前再任用に係る勤務地

四　定年前再任用をされた場合の給与

五　定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

六　前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第五十四条の四　法第四十一条の二第一項に規定する政令で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

一　人事評価（法第三十一条第三項に規定する人事評価をいう。第五十九条の五第一号、第五十九条の九及び第五十九条の二十一において同じ。）又は勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二　定年前再任用を行う官職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う官職の職務遂行上必要な資質及び能力

第五十九条の二から第五十九条の五までを次のように改める。

（管理監督職に含まれる官職）

第五十九条の二　法第四十四条の二第一項に規定する防衛省職員給与法第十一条の三第一項に規定する官職に準ずる官職として政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下この条、次条及び第八十七条の二十四において「一般職給与法」という。）別表第一イ行政職俸給表㈠の適用を受ける隊員でその職務の級が七級であるものが占める官職のうち防衛大臣が定めるもの

二　一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員でその職務の級が五級であるものが占める官職のうち防衛大臣が定める官職

三　前二号に掲げる官職のほか、これらに相当する官職として防衛大臣が定める官職

（管理監督職から除かれる官職）

第五十九条の三　法第四十四条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一　第四十四条に規定する病院又は防衛大学校若しくは自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所その他の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師又は歯科医師が占める官職

二　防衛大学校又は防衛医科大学校の学校長その他の教官（助教である者を除く。）である者が占める官職

三　一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員でその職務の級が三級であるものが占める官職

四　一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職のうち、人事管理上の必要性に鑑み臨時的に置かれる官職であつて防衛大臣が定めるもの

五　前各号に掲げる官職のほか、職務と責任の特殊性により法第四十四条の二の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として防衛大臣が定める官職

（管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としない管理監督職）

第五十九条の四　法第四十四条の二第二項第一号に規定する政令で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一　防衛事務次官

二　防衛審議官

三　防衛監察監

四　防衛装備庁長官

五　防衛技監

（他の官職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第五十九条の五　任命権者は、法第四十四条の二第三項に規定する他の官職への降任等（以下「他の官職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第三十一条第三項の規定に違反してはならないほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一　当該隊員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績に基づき、降任又は転任（俸給月額の引下げを伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力（法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力をいう。第五十九条の八において同じ。）及び当該降任等をしようとする官職についての適性を有すると認められる官職に降任等をすること。

二　人事の計画その他の事情を考慮した上で、法第四十四条の二第一項に規定する他の官職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属するものに降任等をすること。

三　当該隊員の他の官職への降任等をする際に、当該隊員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める隊員（以下この号において「上位職隊員」という。）の他の官職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職隊員の降任等をした官職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する官職に降任等をすること。